

○岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十六日条例第九十号

**改正**

平成二六年三月二〇日条例第二三号  
平成二六年一〇月一五日条例第六六号  
平成二六年一〇月一五日条例第六七号  
平成二七年七月一四日条例第三九号  
平成二八年三月二九日条例第二四号  
平成二八年七月五日条例第四四号  
平成二八年七月五日条例第四五号  
平成二八年一〇月一九日条例第五一号  
平成二九年三月二八日条例第一六号  
平成三〇年 三月二二日条例第二五号  
平成三〇年 三月二二日条例第二八号  
平成三一年 三月二七日条例第七号  
平成三一年 三月二七日条例第一九号  
令和 元年一〇月一一日条例第一四号  
令和 二年 七月 九日条例第四〇号  
令和 三年 三月二九日条例第一三号  
令和 三年 七月一三日条例第二八号  
令和 四年 三月二九日条例第九号  
令和 四年 三月二九日条例第一二号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十条）
- 第二章 助産施設（第二十一条—第二十四条）
- 第三章 乳児院（第二十五条—第三十四条）
- 第四章 母子生活支援施設（第三十五条—第四十三条）
- 第五章 保育所（第四十四条—第五十一条）

第六章 児童厚生施設（第五十二条―第五十五条）

第七章 児童養護施設（第五十六条―第六十五条）

第八章 福祉型障害児入所施設（第六十六条―七十四条）

第九章 医療型障害児入所施設（第七十五条―第七十八条）

第十章 福祉型児童発達支援センター（第七十九条―第八十三条）

第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十四条―第八十七条）

第十二章 児童心理治療施設（第八十八条―第九十五条）

第十三章 児童自立支援施設（第九十六条―第百六条）

第十四章 児童家庭支援センター（第百七条―第百九条）

第十五章 雑則（第百十条）

附則

## 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

**第三条** 児童福祉施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

**第四条** 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

**第五条** 児童福祉施設には、法に規定するそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

**第六条** 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。第十三条第二項において同じ。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 非常災害に対する避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(職員の一般的要件)

**第七条** 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

**第八条** 児童福祉施設は、職員に、常に自己研鑽(さん)に励み、法に規定するそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めさせなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

**第九条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

**第十条** 児童福祉施設は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

**第十一条** 児童福祉施設は、職員に、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をさせてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

**第十二条** 児童福祉施設は、その長が入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

**第十三条** 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭（しき）しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

**第十四条** 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第九条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 児童福祉施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜（し）好を考慮するとともに、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めなければならない。
- 4 第一項の規定による調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(健康診断)

**第十五条** 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下こ

の条において同じ。)は、その長に、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設は、その長に、次の表の上欄に掲げる健康診断を行わせた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わせないことができる。この場合において、児童福祉施設は、その長に、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握させなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 児童福祉施設は、第一項の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、当該児童福祉施設の長に勧告させなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第十六条** 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る給付金(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「省令」という。))第十二条の二の厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(規程)

**第十七条** 児童福祉施設（保育所を除く。）は、入所する者の援助に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要なものについて規程を定めておかなければならない。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項  
(帳簿の整備)

**第十八条** 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持)

**第十九条** 児童福祉施設は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

**第二十条** 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは

保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

## 第二章 助産施設

(種類)

**第二十一条** 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院又は同条第二項の診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法第二条第一項の助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

**第二十二条** 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

**第二十三条** 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(異常分べん時の対応)

**第二十四条** 第二種助産施設は、入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

## 第三章 乳児院

(設備の基準)

**第二十五条** 乳児院（次条第一項に規定する乳児院を除く。）には、寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 寝室 床面積は、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 観察室 床面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

**第二十六条** 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けなければならない。

2 前項の乳幼児の養育のための専用の室の床面積は、一室につき九・九一平方メートル以上、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とする。

(職員)

**第二十七条** 乳児院（前条第一項に規定する乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含む。以下同じ。）（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

**第二十八条** 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもってこ



れに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

**第二十九条** 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
  - 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
    - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
    - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
    - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 乳児院は、その長に、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

**第三十条** 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十五条第一項に規定する健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。
- 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

**第三十一条** 乳児院（第二十六条第一項に規定する乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第三十二条** 乳児院は、その長に、第三十条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定させなければならない。

(業務の質の評価等)

**第三十三条** 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

**第三十四条** 乳児院は、その長に、児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらせなければならない。

#### 第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

**第三十五条** 母子生活支援施設には、母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち母子室の基準は、次に掲げるところによる。

- 一 調理設備、浴室及び便所を設けること。
- 二 一世帯につき一室以上とすること。
- 三 床面積は、三十平方メートル以上とすること。

3 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、第一項に定めるもののほか、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 保育所に準ずる設備（付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要がある場合に限る。）
- 二 静養室
- 三 医務室（乳幼児三十人以上を入所させるものに限る。）

(職員)

**第三十六条** 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かななければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

**第三十七条** 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
  - 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
    - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
    - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
    - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 母子生活支援施設は、その長に、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

**第三十八条** 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十三条第二項第一号及び第五十九条第一号において同じ。）
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの  
(生活支援)

**第三十九条** 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。  
(自立支援計画の策定)

**第四十条** 母子生活支援施設は、その長に、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定させなければならない。  
(業務の質の評価等)

**第四十一条** 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。  
(保育所に準ずる設備)

**第四十二条** 第三十五条第三項第一号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第四十六条第二項を除く。）を準用する。

- 2 保育所に準ずる設備には、乳幼児おおむね三十人につき一人以上の保育士を置かなければならない。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

**第四十三条** 母子生活支援施設は、その長に、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらせなければならない。

## 第五章 保育所

(設備の基準)

**第四十四条** 保育所には、次の各号に掲げる保育所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させるもの 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所
  - 二 満二歳以上の幼児を入所させるもの 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次項第三号において同じ。）、調理室及び便所
- 2 前項各号に掲げる設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 乳児室又はほふく室
    - イ 床面積は、乳児又は前項第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること。
    - ロ 保育に必要な用具を備えること。
  - 二 保育室又は遊戯室
    - イ 床面積は、前項第二号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上とすること。
    - ロ 保育に必要な用具を備えること。
  - 三 屋外遊戯場 面積は、前項第二号の幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 3 第一項に規定する乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物にあっては第一号、第二号及び第六号に掲げる要件に、保育室等を三階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものとする。
- 一 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあ

っては、耐火建築物) であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各

		号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(設備の基準の特例)

**第四十五条** 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 市町村及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下この項において「市町村等」という。）が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町村等が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第一条の内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満三歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(職員)

**第四十六条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務



の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

**第四十七条** 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

**第四十八条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令第三十五条の厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

**第四十九条** 保育所は、その長に、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとらせ、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

**第五十条** 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

**第五十一条** 削除

## 第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

**第五十二条** 児童厚生施設には、次の各号に掲げる児童厚生施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 児童遊園等屋外のもの 広場、遊具及び便所
- 二 児童館等屋内のもの 集会室、遊戯室、図書室及び便所

(職員)

**第五十三条** 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

**第五十四条** 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

**第五十五条** 児童厚生施設は、その長に、必要に応じて、児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡させなければならない。

## 第七章 児童養護施設

（設備の基準）

**第五十六条** 児童養護施設には、児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所及び入所している児童

の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 児童の居室

イ 一室の定員は、これを四人以下とし、その床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

ロ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。

二 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

3 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、第一項に定めるもののほか、医務室及び静養室を設けなければならない。

（職員）

**第五十七条** 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人に

つき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあっては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

**第五十八条** 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設は、その長に、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

**第五十九条** 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの  
(養護)

**第六十条** 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

**第六十一条** 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第六十二条** 児童養護施設は、その長に、第六十条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定させなければ

ばならない。

(業務の質の評価等)

**第六十三条** 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第六十四条** 児童養護施設は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第六十五条** 児童養護施設は、その長に、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらせなければならない。

## 第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

**第六十六条** 福祉型障害児入所施設には、児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として知的障害のある児童を入所させるもの 職業指導に必要な設備

二 主として盲児を入所させるもの

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

三 主としてろうあ児を入所させるもの 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

四 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3 第一項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところ

ろによる。

一 児童の居室

イ 一室の定員は、これを四人以下とし、その床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

ロ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にすること。

二 便所 男子用と女子用とを別にすること。

4 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設において階段を設ける場合は、その傾斜を緩やかにしなければならない。

(職員)

**第六十七条** 福祉型障害児入所施設には、次の各号に掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

一 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）又は盲ろうあ児を入所させるもの 嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（省令第四十九条第一項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

二 主として自閉症児を入所させるもの 前号に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十条において同じ。）

三 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの 第一号に規定する職員及び看護職員

2 前項各号に規定する職員のうち次の各号に掲げるものの員数は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 児童指導員及び保育士の総数 イからハマまでに掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める数

イ 主として知的障害のある児童又は自閉症児を入所させるもの おおむね児童の数を四で除して得た数以上。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

ロ 主として盲ろうあ児を入所させるもの 児童おおむね四人につき一以上。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

- ハ 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの おおむね児童の数を三・五で除して得た数以上
- 二 看護職員（主として自閉症児を入所させるものに限る。） 児童おおむね二十人につき一以上
- 3 第一項各号に規定する職員のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。
  - 一 嘱託医 イ又はロに掲げる福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者
    - イ 主として知的障害のある児童又は自閉症児を入所させるもの 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
    - ロ 主として盲ろうあ児を入所させるもの 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者
  - 二 医師 児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者
- 4 第一項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設であって、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行うものにあつては心理指導担当職員を、職業指導を行うものにあつては職業指導員を置かなければならない。
- 5 前項の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（生活指導及び学習指導）

**第六十八条** 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第六十一条第二項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たって遵守すべき事項）

**第六十九条** 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第六十一条第三項の規定を準用する。

（入所支援計画の作成）



**第七十条** 福祉型障害児入所施設は、その長に、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成させ、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供させるとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じさせることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供させなければならない。

(保護者等との連絡)

**第七十一条** 福祉型障害児入所施設は、その長に、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明させるとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとらせ、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

**第七十二条** 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(健康診断)

**第七十三条** 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(非常災害対策)

**第七十三条の二** 福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に関する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な措置に関する訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

**第七十三条の三** 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する

障害児入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症等の予防及びまん延の防止のための措置）

**第七十三条の四** 福祉型障害児入所施設は、当該福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該福祉型障害児入所施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（準用）

**第七十四条** 第六十四条の規定は、福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させるものを除く。）について準用する。

## 第九章 医療型障害児入所施設

（設備の基準）

**第七十五条** 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備、訓練室及び浴室のほか、次の各号に掲げる医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- 一 主として自閉症児を入所させるもの 静養室
- 二 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備及び義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある

場合は、これを設けることを要しない。

- 2 前項第二号に掲げる医療型障害児入所施設において階段を設ける場合は、その傾斜を緩やかにしなければならない。

(職員)

**第七十六条** 医療型障害児入所施設には、次の各号に掲げる医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。

- 一 主として自閉症児を入所させるもの 医療法に規定する病院として必要な職員、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者
- 二 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの 前号に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士
- 三 主として重症心身障害児を入所させるもの 前号に規定する職員及び心理指導を担当する職員

- 2 医療型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の総数は、次の各号に掲げる医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 主として自閉症児を入所させるもの おおむね児童の数を六・七で除して得た数以上
- 二 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの 乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上

- 3 医療型障害児入所施設の長及び医師は、次の各号に掲げる医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

- 一 主として肢体不自由のある児童を入所させるもの 肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師
- 二 主として重症心身障害児を入所させるもの 内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師

(健康診断)

**第七十七条** 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(準用)

**第七十八条** 第七十条及び第七十三條の二から第七十三條の四までの規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

2 第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものを除く。）について準用する。

3 第七十二条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

## 第十章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

**第七十九条** 福祉型児童発達支援センターには、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 主として重症心身障害児を通わせるもの 指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品

二 主として知的障害のある児童を通わせるもの 前号に規定する設備及び備品、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センター（前号に掲げる施設を除く。）の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室並びに静養室

三 主として難聴児を通わせるもの 第二号に規定する設備（静養室を除く。）及び備品並びに聴力検査室

四 前三号に掲げる施設以外のもの 第二号に規定する設備（静養室を除く。）及び備品

2 前項第二号及び第四号に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指導訓練室

イ 一室の定員は、おおむね十人とすること。

ロ 床面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 床面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

（職員）

**第八十条** 福祉型児童発達支援センターには、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉

士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十七条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第十条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を置かないことができる。

一 主として難聴児を通わせるもの 嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り。次号において同じ。）、看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限り。）及び言語聴覚士

二 主として重症心身障害児を通わせるもの 嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員及び看護職員

三 前二号に掲げる施設以外のもの 第一号に規定する職員（言語聴覚士を除く。）

2 前項各号に規定する職員のうち次の各号に掲げるものの総数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる施設に置くべき児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数 おおむね児童の数を四で除して得た数以上。ただし、言語聴覚士の数は、四以上でなければならない。

二 前項第二号に掲げる施設に置くべき児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数 おおむね児童の数を四で除して得た数以上。ただし、機能訓練担当職員の数は、一以上でなければならない。

三 前項第三号に掲げる施設に置くべき児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数 おおむね児童の数を四で除して得た数以上。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

3 嘱託医は、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者でなければならない。

一 主として知的障害のある児童を通わせるもの 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

二 主として難聴児を通わせるもの 眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

三 主として重症心身障害児を通わせるもの 内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者

(保護者等との連絡)

**第八十一条** 福祉型児童発達支援センターは、その長に、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明させるとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとらせ、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(健康診断)

**第八十二条** 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(準用)

**第八十三条** 第六十八条第一項、第七十条及び第七十三条の二から第七十三条の四までの規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。

2 第七十二条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

### 第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

**第八十四条** 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備、指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

2 階段を設ける場合は、その傾斜を緩やかにしなければならない。

(職員)

**第八十五条** 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かななければならない。

(健康診断)

**第八十六条** 医療型児童発達支援センターにおいては、第十五条第一項の入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(準用)

**第八十七条** 第六十八条第一項、第七十条、第七十三条の二から第七十三条の四まで及び第八十一条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。

## 第十二章 児童心理治療施設

(設備の基準)

**第八十八条** 児童心理治療施設には、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。

2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 児童の居室

イ 一室の定員は、これを四人以下とし、その床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

ロ 男子と女子とを別にすること。

二 便所 男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

**第八十九条** 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療

施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(児童心理治療施設の長の資格等)

**第九十条** 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童心理治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童心理治療施設は、その長に、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

**第九十一条** 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

**第九十二条** 児童心理治療施設は、その長に、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の



児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定させなければならない。

(業務の質の評価等)

**第九十三条** 児童心理治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

**第九十四条** 児童心理治療施設は、その長に、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらせなければならない。

(準用)

**第九十五条** 第六十四条の規定は、児童心理治療施設について準用する。

### 第十三章 児童自立支援施設

(設備の基準)

**第九十六条** 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあっては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十六条（第二項第一号イただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

**第九十七条** 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かななければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担

当職員を置かなければならない。

- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格等）

**第九十八条** 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に五年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者
  - 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が五年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの
    - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
    - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
    - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 児童自立支援施設は、その長に、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けさせなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、こ

の限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

**第九十九条** 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者  
(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学(短期大学を除く。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

**第百条** 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

**第百一条** 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 第六十一条（第二項を除く。）の規定は、児童自立支援施設について準用する。

(自立支援計画の策定)

**第百二条** 児童自立支援施設は、その長に、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定させなければならない。

(業務の質の評価等)

**第百三条** 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

**第百四条** 児童自立支援施設は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

**第百五条** 児童自立支援施設は、その長に、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらせなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

**第百六条** 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

#### 第十四章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

**第一百七条** 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

**第一百八条** 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

**第一百九条** 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

## 第十五章 雑則

(電磁的記録)

**第一百十条** 児童福祉施設は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第十五号。以下「平成十年改正省令」という。）附則第二条の適用を受けていた施設に係る

- 第三十五条第二項第三号、第五十六条第二項第一号イ（第九十六条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項第一号イ又は第八十八条第二項第一号イの規定の適用については、当分の間、平成十年改正省令附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成十年改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の例による。
- 3 平成十年改正省令附則第三条に規定する女子に係る第二十七条第五項から第七項までの規定の適用については、平成十年改正省令附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる平成十年改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準の例による。
  - 4 平成十年改正省令附則第四条に規定する児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、第五十七条第六項中「児童指導員及び保育士」とあるのは、「児童指導員、保育士及び看護師」とする。
  - 5 平成十年改正省令附則第五条第一項に規定する旧基準の規定に該当する者は、第九十八条第一項各号、第九十九条各号又は第百条各号に該当する者とみなす。
  - 6 平成十年改正省令附則第五条第二項に規定する児童の救護事業に従事した期間は、第九十八条から第百条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
  - 7 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。
  - 8 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十九号）附則第二項に規定する児童自立支援施設の長等に該当する者については、第九十八条から第百条までの規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の児童福祉施設最低基準の例による。
  - 9 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条に規定する建物に係る第二十五条第一項、第二十六条第一項、第三十五条第一項又は第五十六条第一項（第九十六条第二項及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十三年改正省令附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準の例による。
  - 10 平成二十三年改正省令附則第三条に規定する建物に係る第二十五条第二項第一号、第二十六条第二項、第三十五条第二項、第五十六条第二項第一号イ（第九十六条第二項及び児童福祉法施行規則第三十五条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項第一号イ又は第八十八条第

二項第一号イの規定の適用については、平成二十三年改正省令附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年改正省令による改正前の児童福祉施設最低基準の例による。

- 11 平成二十三年改正省令附則第五条に規定する乳児院等に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第二十七条第二項、第五十七条第二項、第八十九条第四項又は第九十七条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等におけるこの条例の規定による家庭支援専門相談員となることができる。
- 12 児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百十号）附則第二条に規定する施設の長である者については、第二十九条第一項、第三十七条第一項、第五十八条第一項又は第九十条第一項の規定は、適用しない。
- 13 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十七号。以下「平成二十四年改正省令」という。）附則第二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされた知的障害児施設又は盲ろうあ児施設については、当分の間、第六十六条第三項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。
- 14 平成二十四年改正省令附則第三条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされた肢体不自由児施設については、当分の間、第六十六条第三項の規定は、適用しない。
- 15 平成二十四年改正省令附則第四条第一項に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされた知的障害児通園施設に対する第八十条第二項第三号の規定の適用については、同項第三号中「おおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは「おおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。
- 16 平成二十四年改正省令附則第四条第二項に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされた盲ろうあ児施設に対する第八十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士、」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、」と、「言語聴覚士の数は、四」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二」とする。
- 17 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含む。）の乳児室又はほふく室（この条例の施行の日以後に乳児室の増築又は改築の工事に着手するものを除く。）の床面積について

は、第四十四条第二項第一号イ中「三・三平方メートル」とあるのは、「乳児室にあつては一・六五平方メートル以上、ほふく室にあつては三・三平方メートル」とする。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 18 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第四十六条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 19 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 20 附則第十八項に規定する事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 21 前二項の規定を適用する場合においては、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第七項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前二項の規定の適用がないとした場合における第四十六条第二項の規定により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

- 22 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 (略)

**附 則**（平成二十六年三月二十日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十六年十月十五日条例第六十六号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の



推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二十六年十月十五日条例第六十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十七年七月十四日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十八年三月二十九日条例第二十四号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十八年七月五日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十八年七月五日条例第四十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十八年十月十九日条例第五十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十九年三月二十八日条例第十六号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十年三月二十二日条例第二十五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十年三月二十二日条例第二十八号）

この条例は、平成三十年四月二日から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月二十七日条例第七号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十一年三月二十七日条例第十九号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年十月十一日条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年七月九日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和三年三月二十九日条例第十三号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第三十九条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十六条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第三十七条の二、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条の二、新地域活動支援センター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条並びに第九条の規定による改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第七十三条の三（新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十二条第三項（新指定障害福

祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第百十六条、第百七十九条の十一並びに第百七十九条の十七において準用する場合を含む。)、第七十条第二項及び第八十八条第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九及び第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準条例第七十三条の四(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(福祉型障害児入所施設に置くべき職員の員数に係る経過措置)

18 この条例の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項及び附則第二十項において「旧設備運営基準条例」という。)第六十六条第二項第一号に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号イの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

19 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロに掲げる主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型児童発達支援センターに置くべき職員の員数に係る経過措置)

20 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十条第一項第三号に掲げる福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十条第二項第三号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「以上。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」とあるのは、「以上」とする。

**附 則**(令和三年七月十三日条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和四年三月二十九日条例第九号)

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**(令和四年三月二十九日条例第十二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下「乳児院等の長」という。）として勤務している者は、改正後の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。